

令和6年度第2回岡崎市子ども・子育て会議 議事録

日 時：令和6年7月29日（月）13：30～14：45

場 所：岡崎市役所西庁舎7階 701号室

出席委員：13名

小原倫子（会長）、村上由香、渡邊祐希、石川基司、内藤智宣、
花田直樹、荒木聖弘、神谷敦仁、門田郁子、稲吉章宏、
成瀬眞佐子、黄永顕、斉藤啓司

欠席委員：4名

吉川美里、平野敏雄、井戸摩里、前田辰彦

傍聴者：1名

1 開会

2 議題

岡崎市こども計画「第5章 子ども・子育ての環境整備（案）」について

3 その他

4 閉会

《主な質疑、意見など》

議題 岡崎市こども計画「第5章 子ども・子育ての環境整備（案）」について

事務局から説明（資料1）

委員： 6頁の（1）保育事業についておおむね2号、3号の量の見込みに対して確保内容は足りているという認識でよいか。今後空き教室の調整をしていく計画があるか、しばらくこのままの状態で行くのか、市の予定を聞かせてほしい。

事務局： 確保の内容については、各施設からの届出の定員をベースにしています。そのため、実際の入所にあたっては、保育園の事情や保育士確保の問題もあり、定員通りの受入れが難しい年齢もあります。主に0～2歳児の現状において、不足気味の部分があり、選考が発生しています。今後、認定こども園への移行や保育士定員の見直しなども検討していきます。3歳児～5歳児の保育需要が低くなってきていますが、空き教室の活用については未定です。

委員： 14頁の（1）時間外保育（延長保育）事業については、一般的な標準時間認定は18時までとなっているが、岡崎市としては通常保育（標準時間）については8時から17時30分までとして、現状のまま進めていくのか。

事務局： 法令上では短時間認定が8時間、標準時間認定が11時間の開所時間となっていますが、この計画上では8時から17時30分で策定しています。

委員： 21頁（4）利用者支援事業の中にある、「こども家庭センター型」について、これまでとどうかわるのか教えてほしい。

事務局： 従来、子育て世代包括支援センターとして母子保健を中心とした事業を行ってきました。母子保健と児童虐待を含めた児童福祉の一体的な運営を行うことが国から示されたことにより、新たに、「こども家庭センター」を家庭児童課に設置しました。

委員： こども家庭センターが家庭児童課に設置されたということだが、虐待部分を担当していた家庭児童課とどのように変わるのか。組織の再編がされるのか。

事務局： 今年の4月に家庭児童課にこども家庭センターを設置しており、家庭児童課と保健所健康増進課の一部がひとつの組織として、母子保健と児童虐待について一体的に事業を行っています。

委員： 23頁（6）放課後児童健全育成事業について、3点確認する。

1点目、1) 放課後児童クラブの現況欄に利用希望者が近年著しく増えておりと記載されている。希望者という欄がないが、利用実績の推移をみて2019年度比較で1.10となっていることを指しているのか、それ以前からのことも含めているのか。2点目、提供体制の考え方について、新たに児童育成センターを建設する方向ではなく、小学校施設の利用や民間事業者の参入を促すことによって確保していくと理解してよいか。3点目は24頁の量の見込みと確保の内容について、学区ごとには量の見込みしか表記がなく、確保の内容がわからないようになっている。提供体制の考え方で、小学校施設の活用について記載があるが、確保の内容と不足量が掲載されていないと、どの小学校が施設の活用について検討対象となるのか予測することができない。この点について、検討したうえで掲載していないのか。

事務局： 1点目については、利用児童数の比の1.10を指して、著しく増えているという表現を継続しています。2点目については、御指摘のとおり、全市的にハコモノ抑制を行っていくため、今後、児童育成センター単体での整備をすることは予定していません。市営住宅敷地内に施設を併設し事業者を募集するものも含め、民間の誘致をすすめていく方向性です。3点目については、従来の計画では、学区ごとの確保の内容の欄を設けて量の見込みとの比較をしていた部分について、計画策定年度の確保の内容と5年後の計画最終年度の量の見込みを比較するものであったため、誤解を防ぐために掲載しないこととしたにもかかわらず、表題に「確保の内容」という表記を誤って残してしまったことに起因してのご指摘かと思えます。学区ごとの記載があった方がわかり易いのではという御意見と受け止めましたので、記載の内容について検討させていただきます。

委員： 25頁の2) 学区こどもの家について、「空調がない」と計画案にもあるが、先日、学区こどもの家運営委員会に出席したところ、レクリエーション室について、現状、気温が高いと使えない、雨の日は雨漏りで使えない、湿気が多いと湿気で床が滑って使えないなど利用がかなり制限されているとのことであった。雨が降ると、児童育成センターでは、戸外にでることができないことに加えて元々の面積が狭いために、学区こどもの家では、レクリエーション室が使えず利用可能なスペースが減ってしまうために、こどもたちの過ごす場所が「ぎゅうぎゅう詰め」になってしまうのが現状である。夏休みも暑さの影響でレクリエーション室の利用について制限があり、地域社会の居場所という目的に沿っていない学区もあるように感じている。放課後、学区こどもの家に行

かずに、学校で過ごすことも考えられる。既存施設である学校施設の利用について、市の考えを知りたい。

事務局： 学区こどもの家については、古いもので建築してから35年以上経過しています。建物の構造上、今からエアコンを設置することはかなり困難です。このようなことも含め、今年度から、市全体の学区こどもの家の施設の在り方について、施設の複合化等、他の公共施設の中で間借りをしながら運営する体制についても、検討を始めております。経過を見て、御報告できるようにすすめていきます。

委員： 23頁の(6)放課後児童健全育成事業 1)放課後児童クラブについて、提供体制の考え方では、「国の放課後児童クラブ送迎支援事業等を活用して、余裕のある学区で児童を受入れる」とある。地域ごとで需要と供給に若干ばらつきがあるという説明だったが、送迎支援事業の実施による是正効果について知りたい。

事務局： 現在、送迎支援事業を実施しているのは民間の3法人です。設置学区以外からの送迎をすることで、設置学区だけではない児童の受け入れができるため、待機児童の解消に寄与していると考えていますが、具体的な効果や利用児童数までは把握しておりません。

委員： 23頁の(6)放課後児童健全育成事業 1)放課後児童クラブにある全市の量の見込みについて、児童育成センターに通っている家庭から「児童育成センターは3年生までしか使えない」、「4年生以上になると部活動が始まり、1年生が入ってくるので児童育成センターの利用定員に空きがなくなる」と聞いたことがある。資料によると、6年生まで利用できる学区もあるようだが、暑さの影響等、以前ほど部活動が実施できない中で、夏休みを含めた4年生以上の留守家庭児童の需要の状況や受け入れ体制の現状について知りたい。

事務局： 児童育成センターについては申し込み状況に応じて6年生まで受け入れ体制を整えています。面積要件があり、受け入れできる児童の数には限りがあります。学年と保護者の就労条件等を考慮して、必要な方に優先して入所していただくようにしています。定員に余裕があれば高学年でも入所できますが、利用ができない場合は主に隣接する学区こどもの家の放課後の見守り事業であるかばん下校を利用していただくこととなります。

委員： 利用定員に空きがなければ児童育成センターの利用ができないということか。

事務局： 児童育成センターにおいては、保護者の就労条件等が同じであれば低学年を優先して入所を決めていきます。定員を超えた場合は、児童育成

センターについては学区こどもの家のかばん下校の活用をお願いしています。民間放課後児童クラブについては選考等が無く、定員に余裕があれば高学年の受入れができると聞いております。

委員： 37 頁（1）認定こども園の普及について、幼稚園が認定こども園に移行することは大きなことで、手続き等も含め、検討しているが、「幼稚園及び保育園の設置者に適宜情報提供を行うなど、必要な支援を行っていきます。」については、具体的にどのようなことを想定しているか。

事務局： 様々な状況がありますが、例えば認定こども園に移行するにあたって適用される給付制度の変更では、どのような給付となるかの試算、施設整備等の事業の開始に係る補助制度などについて御相談させていただきながら、適宜、情報共有、情報提供をさせていただければと考えています。

委員： 市内には大学の保育士養成校があるが、保育士のなり手の確保が厳しい現状を聞いている。幼稚園から認定こども園への移行については、受け入れ体制も含め検討していきたい。

委員： 34 頁（13）妊婦に対する健康診査について、14 回はこういった経緯で決めているのか。また、以前は心音が確認できるまでの 1、2 回の検診費や予定日をすぎたあとの健診費は実費になると聞いたが、現在の状況は。

事務局： 国から妊婦健診の望ましい健診回数が示されており、それらを数え合わせて 14 回分を助成しています。予定日を過ぎて 14 回を超える健診が必要となった場合も現段階では追加の助成はありません。

委員： 37、38 頁 4. 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保について、第 2 期の支援事業計画とほぼ同じ内容と理解してよろしいでしょうか。（2）に「関係機関、関係団体等との連携を図り」、とありますが、研修などについて市としてはこの先どのようにすすめていくのでしょうか。（3）に「在宅の子育て家庭や社会的養護を必要とする家庭など」と記載されていますが、岡崎市としてもこども誰でも通園制度等を実施していくために記載されているのでしょうか。（4）に「小学校への円滑な移行・接続を図ります。」と記載されていますが、文部科学省が示している、幼保小の架け橋プログラムを今後考えていくのでしょうか。38 頁の（3）の「特定子ども・子育て支援施設等」とあるが岡崎市では具体的にどのような施設を示しているか教えてください。

事務局： （2）については、従前と考え方に違いはありませんので、研修等についてはこれまで同様に取り組んでいきます。（3）についても考え方

に変更はありませんが、こども誰でも通園制度がはじまりますと目的にもこの内容が含まれると考えますので、より充足していく予定です。

(4) ご指摘の内容については改めて回答させていただきます。38頁の(3)の示す施設は保育園、幼稚園、及び基準を満たしている認可外保育施設である無償化の対象となっている施設を指しています。

委員： 33頁(12)親子関係形成支援事業について、親子関係はこども側の特性、親の環境等、双方の作用からおこるものかと思うが、参加できる方はどこの機関がどのような基準で判断するのか。

事務局： 現在の方向性としては、児童福祉の虐待を対応する部門で関わりを持っている家庭の中から、短期的な指導や相談よりも、子育ての仕方に関する講義やグループワークという手法をとった方がより効果的であると判断した方にこちらからお声がけし、実施していくことを想定しています。

会長： 他にご質問がないようですので、以上で本日の議題を終了します。

閉会 (14:45)